

市が進める農業施策

集落営農組織や新規就農者に関する市の支援などについてはすでに触れましたが、このほか、市が進めている農業振興施策の概要を紹介します。



中山間地域等直接支払制度で取り組むあぜの草刈り

認定農業者の育成

「認定農業者制度」は、年齢に関係なく地域の農業の先導的役割を果たしていく意欲と能力のある農業者を市長

が認定するものです。平成20年4月1日現在の認定農業者は207経営体です。

認定農業者になると、農業を行う上で必要な機械・施設等の整備を行う場合に、有利な資金融資や経営の指導が受けられます。認定農業者をはじめとした担い手を中心に農業振興が期待されています。積極的に農業を行う人を支援し、認定農業者の育成を通じた地域農業の振興を図るため、今後さらに認定農業者の増加を図っていきます。

中山間地域等直接支払制度への加入推進

中山間地域の農地や集落の共同活動を守るため、対象とする農地面積に応じて、その取り組みを行う集落に対し交付金が支給される制度です。平成12

平成19年度 中山間地域等直接支払交付金実績

地域	交付金(千円)	協定数	対象面積(m ²)
高梁	82,799	71	5,042,243
有漢	44,999	21	2,886,433
成羽	11,737	23	1,010,915
川上	5,223	14	395,269
備中	18,624	20	1,706,873
計	163,382	149	11,041,733

年度から5年間の施策として始められ、平成21年度までの2期目の対策が実施されています。

現在、市内でこの制度に参加しているのは146団体、個別農家で認定農業者の参加も3戸あり、市としては今後この制度を継続するよう国に要望しています。

農地・水・環境保全向上対策への加入推進

地域ぐるみで環境にやさしい営農活動の取り組みを進めるため、平成19年

平成19年度 農地・水・環境保全向上対策交付金実績

地域	交付金(千円)	地区数	対象面積(ha)
高梁	298	1	14.1
成羽	525	2	27.7
川上	195	1	13.9
備中	2,050	1	109.9
計	3,068	5	165.6

度から始まった制度です。具体的には、農家以外の住民も参加して、集落ぐるみで集落内の農道・水路等農業施設の管理のほか、農村の環境保全、地域行事や祭りなどの集落活動など、集落を維持していくための幅広い活動が対象となり、活動の対象となる集落内の農地面積に応じて交付金が支給されるものです。

畜産の振興

繁殖牛の購入を希望する農家に、市が繁殖牛を購入し、牛の年齢によって

農業委員会って どんなところ？

7月6日に農業委員が改選されましたので、あらためて農業委員会がどんなことをしているのか、その業務について紹介します。

農業委員会は、現在、委員33人で構成され、毎月10日前後に会議を開催し、農地の所有権移転や転用等についての審議を行っています。また、必要に応じて農業に関する調査や建議を行っています。

農業委員会が行う業務は大きく分けて3つあります。

【法令に基づく必須業務】

農地の所有権移転や貸借、農地を農地以外のものに転用する農地転用など、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に基づく業務で、農業委員会できなければならない業務です。

【法令に基づく任意業務】

法的拘束力はありませんが、農地等の農業上の利用の確保や、利用の集積、効率的な利用に関する業務のほか、農業経営の合理化、農業経営等に関する調査研究、情報提供等の業務など、大変重要な業務です。

【意見の公表、建議、答申】

地区内の農業および農業者に関する事項について、意見を公表したり、他の行政庁に建議し、またはその諮問に応じて答申する業務です。
※新しく決まった農業委員は、次ページに掲載しています。

■問い合わせ 農業委員会事務局 (TEL)210226)

■事業等の問い合わせ 農林課農政係
(TEL)210223)

高梁市農業振興センターでは、市の農業試験研究施設として平成7年度に整備した「無菌培養施設」を利用した、フキの苗の培養に取り組んでいます。その苗は農家が畑に移植し栽培・出荷して、農業所得の向上と畑の耕作放棄防止に役立てようというものです。現段階では試験的にフキの苗を培養していますので、今後、施設の一部改造により本格的な培養が可能となれば、農家の皆さんへも栽培の呼びかけを行っていくこととなります。詳しくは同センター (TEL)483635) へご相談ください

☞

3年、または5年間無償で貸し付けた後に、購入金額相当額で譲渡する「肉用牛特別導入事業」を実施しており、現在12頭を貸し付けています。

また、牛、豚等の購入もしくは育成や、畜舎やサイロ等の施設、その他畜産関係の機械・設備等の整備に係る資金の融資を受けることができますので、希望される人は、J Aびほく (TEL)214555) へご相談ください。

農作業受委託の推進

農業の担い手不足を解消する一つの方法として、農作業の受委託を推進しています。個々の農家ではできな

なった機械作業を中心とする基幹作業を受託する個人・団体が市内各地で活躍できるよう、推進していきます。

この場合、農業機械の購入資金の融資を受けることができますので、ご希望の人は、J Aびほく (TEL)214555) へご相談ください。

農外からの農業参入の推進

農業の担い手不足を解消する新たな方法として、企業の資金と人材を活用して、農作物の栽培や農産物の加工、農作業の受委託などを行う「企業の農業参入」の動きがあり、特に、近年建設業の参入を国・県が推進しています。

市としても一つの有効な手段として推進していきます。

農作業の受委託を行う場合は農地法等の規制はないため、すぐに取り組むことが可能ですが、農地を利用して農作物を栽培するなどの事業を行う場合は、市内全域を対象としている「特定法人貸付事業」を実施することにより、農地を利用しての農業参入が可能です。

農作業労働支援の推進

農家の高齢化と若年労働力の減少に伴う労働力不足が年々深刻になっているため、作業の共同化が難しい畑作労働について、その「労働支援組織」の

結成を推進しています。現在でもすでに結成されている組織があり、主に、ピーナーや桃などの果樹を中心に、その地域の農業者が中心となっています。

また、今後は、農業体験したいという人や農作業でのアルバイトを希望する学生など、農作業の労働支援をしたい人を農家へ紹介していきたいと考えています。

農業振興センターの新たな取り組み

高梁市農業振興センターでは、市の農業試験研究施設として平成7年度に整備した「無菌培養施設」を利用した、フキの苗の培養に取り組んでいます。

その苗は農家が畑に移植し栽培・出荷して、農業所得の向上と畑の耕作放棄防止に役立てようというものです。

現段階では試験的にフキの苗を培養していますので、今後、施設の一部改造により本格的な培養が可能となれば、農家の皆さんへも栽培の呼びかけを行っていくこととなります。詳しくは同センター (TEL)483635) へご相談ください